

# インターネットと移住女性と 対抗的な公共圏 —ベトナム人カトリック・コミュニティ による妊娠女性の支援を事例に

新型コロナウイルスの感染流行以降、カトリック・コミュニティのシスター・信徒の女性たちが妊娠に関する課題を抱える同胞女性の支援に乗り出している。本稿はこの状況を受け、エスニックな紐帶、宗教コミュニティ、インターネット、ローカルな市民社会とのかかわりの中で、ベトナム人女性が「下位の対抗的な公共圏(subaltern counterpublics)」をどのように形成し、それが妊娠女性の支援にどう関わるのかを明らかにする。

## はじめに

新型コロナウイルスの感染流行以降、日本に暮らすベトナム人が経済面や生活面を中心に窮地に立たされる状況が広がってきた。中にはコロナ禍の下、妊娠をめぐる課題に直面するベトナム人女性もいる。特に技能実習生や在留資格のないベトナム人女性の場合、日本での安全な妊娠出産が様々な理由から困難になっている上、コロナ対策の航空便の運航制限により帰国できないという状況に陥っている<sup>1)</sup>。そんな中、カトリック・コミュニティのベトナム人の間で妊娠中の同胞女性を支援する活動が生じてきた。特にシスター・信徒の女性などコミュニティの女性たちが当事者への「聞き取り」活動を行うほか、支援者・支援組織に当事者を「つなぐ」役目を果たして

●すない・なおこ●  
1981年生まれ。一橋大学大学院社会学研究科修了。  
ラバール大学大学院地理学科博士課程、東京学芸大学  
特任講師。専門：国際社会学。著書：『奴隸労働一ベトナム人技能実習生の実態』（花伝社、2019）。



嶋内尚子

ている。

日本のベトナム人女性による同胞支援ではカトリックの宗教コミュニティとインターネット、さらに支援者・支援組織といった日本の市民社会との連携が重要な役割を果たす。またシスター・信徒の女性だけでなく、神父や信徒の男性も連携する。このため、先行研究では十分みられなかった宗教コミュニティ、インターネット、ローカルな市民社会とのかかわりの中で、どのようにベトナム人女性たちが「下位の対抗的な公共圏」を形成してきたのかを明らかにする余地が残されている。

## 1 分析視角

### (1) エスニシティと社会文化的仲介

「人種」概念が生物的特徴をもとに人間を区別・序列化するとともに、その非科学性が指摘される中、人種とは異なる概念として用いられてきたのがエスニシティである。エスニック集団は、人間集団を言語、生活様式(服装、髪型、食事、家族構成など)、宗教などを基準として分類するものであり、エスニ

シティ概念はこのような文化的・心理的特性に基づく分類・区別の基準である<sup>2)</sup>。関根はエスニシティ概念の社会学研究における重要性に関し、人口集団の分類や記述的報告のために人種・エスニシティ概念を用いるのではなく、①人種・エスニシティ別に分類された集団間の支配・従属関係といった社会的関係、②人種・エスニック集団の社会・経済的地位の把握、③人種・エスニック集団内の個人の集合的ないし個人的行動や、個人の意識・態度を社会学的に分析し、理解するための概念として活用できると説明する<sup>3)</sup>。

エスニック社会では新たにやってきた移民を、先に定住している移民が支援する事例がある。この際、エスニックな紐帶とともに、ジェンダーが作用する。園部はフランスでは西アフリカ系女性移住者が同胞のために、行政手続き、病院、学校など公共機関との交渉といった社会編入の現場で相互扶助的な活動を行っていることを明らかにしている。ここではエスニックなつながりに加え、女性同士の連帯が重要な役割を果たす。西アフリカ系女性たちは当初「つなぐ女性(femme-relais)」と呼ばれたが、90年代後半からは短期雇用支援制度の創設を契機に女性たちの活動が職業化し「社会文化的仲介」と呼ばれるようになった<sup>4,5)</sup>。

日本ではカトリック・コミュニティのベトナム人のシスター・信徒の女性たちが社会文化的仲介活動により妊娠中の女性をはじめニューカマーのベトナム人女性を支援している。園部に倣い、難民として、あるいはカトリック教会のシスターとして来日し、一定期間日本に滞在した後、日本語能力や日本社会とのネットワークを得た上で同胞の支援を行うベトナム人女性を「社会文化的仲介者」として位置づける。また来日して日の浅い技能実習生などのベトナム人女性を「ニューカ

マー・ベトナム人女性」と位置づけたい。

### (2) 下位の対抗的な公共圏

フレイザーはハーバースの「公共圏」に関する議論を批判的に検討した上で、マイノリティ集団によるオルタナティブな討議の場が複数存在する状態を「下位の対抗的な公共圏／サバルタン・カウンターパブリックス(subaltern counterpublics)」と名付けた<sup>6)</sup>。

ハーバースが議論した公共圏はブルジョワ層の台頭と新聞といったメディアの影響力の拡大を背景に、「討議する私人」たちにより公権力を批判しながら政治的決定への影響を及ぼす舞台として提示される<sup>7)</sup>。しかしフレイザーは、公共圏ではブルジョワ層の男性がみずからを「普遍的な階級」ととらえ、彼らの権力基盤になった上、階級や人種・エスニシティ、ジェンダーなどにより周縁化される人々が存在してきたと指摘する。これに対し下位の対抗的な公共圏はマイノリティ集団の討議の場である<sup>8)</sup>。

さらに徐はフレイサーの下位の対抗的な公共圏の議論を検討した上で、ポストコロニアルな(植民地主義以降の)文脈、国籍、階級、エスニシティ、世代、ジェンダーといった要素の相互作用に注目しながら、日本の東大阪における夜間中学独立運動において在日朝鮮人女性を主体とする下位の対抗的な公共圏が形成されてきたことを明らかにした<sup>9)</sup>。そして在日朝鮮人女性の運動の功績として日本社会とエスニック社会で不可視化されてきた在日朝鮮人女性を可視化させ、地域社会において独特の歴史社会的背景を持つ集団として一定の地位を成すことを可能にしたことを指摘する。同時に東大阪市や大阪府教育委員会、地域の日本人社会を相手とする異議申し立ては再分配とアイデンティティの承認要求により在日朝鮮人女性の対抗的な行為主体を地域レベルにおいて確立させたと評価する<sup>10)</sup>。

以上の先行研究を踏まえ、本稿では、カトリック・コミュニティ、エスニックな紐帯、インターネットが下位の対抗的な公共圏の形成と実際の支援活動にどう連関するのかを議論する。この際、社会学の理論的な枠組み、ジェンダー、エスニシティの視点を導入し、データ面では筆者が2014年以降行ってきたベトナム人へのインタビューのデータを用いる。

## 2 カトリック・コミュニティと支援の実践

在日ベトナム人の数は2010年末時点で4万1354人だったものが、2020年末にはその10倍超の44万8053人に達した<sup>9)</sup>。かつては難民として日本にわかった人が多かったが、近年はベトナム政府の「労働力輸出(xuat khau lao dong)」政策と、移住者の送り出しと受け入れにより経済利益を得る仲介会社の事業活動の活発化を受けたベトナム－日本間の移住インフラストラクチャー<sup>10)</sup>の拡大が、技能実習や留学の在留資格で在日するベトナム人を急速に増加させた<sup>11,12)</sup>。

在日ベトナム人の数が増える中、日本のカトリック・コミュニティのベトナム人たちは様々な場面で同胞への支援活動を行っている。特に教会のシスター、神父はミサなどの集まりを通じ、信徒の悩みや相談を聞き、精神的なケアを提供してきた。また信徒の女性や男性、日本人がかわる支援組織などローカルな市民社会と連携しながら、移住者向けの生活・医療面の支援活動に協力している。カトリック教会の中には日本人の弁護士と連携し、ベトナム人向けに法律相談を提供しているところもある。

カトリック教会のシスター、神父、信徒は日常的に「人を助ける」活動をし、支援の文化を構築してきたと言える。聖書に「主がわ

たしを遣わされたのは、捕らわれている人に解放を、目の見えない人に視力の回復を告げ、圧迫されている人を自由にし、主の恵みの年を告げるためである」(ルカ4:18)とあるように、支援の文化は「使命」というカトリックの宗教的意義に関連する。同時に支援実践を通じ、法律家や支援組織などローカルな市民社会のメンバーとのつながりを構築し、社会的に開かれた視点と、異なる立場の市民社会のアクターと連携するという支援の経験をカトリック・コミュニティが持つことを促したと言える。

さらにコロナウイルス感染流行以降、支援活動が活発化した。特徴はカトリック・コミュニティのネットワークとエスニックなネットワーク、さらにインターネットを活用しつつ、日本の市民社会との連携をえてこに、支援活動の幅や対象を広げていったことである。

カトリック・コミュニティがコロナウイルス感染流行以降に始めた事業には「一杯の愛のお米プロジェクト」がある。この事業はFacebookを活用し、食料支援を必要とする日本各地の人から連絡を受け、対象者に食品セットを送付する事業である。2020年4月9日に事業を始動し、同年6月までに日本全国の約6000人に食品セットを送付した<sup>13)</sup>。Facebookが連絡手段に使われたのは、ベトナム人の中に携帯電話に加入していない人が多いためである。ベトナム人からは労働問題の相談も持ち込まれた。そこでベトナム人のシスター、神父から状況を聞いた「日本カトリック難民移住移動者委員会(J-CaRM)」は、技能実習生支援組織のネットワーク「外国人技能実習生権利ネットワーク」と連携し、「ベトナム人技能実習生労働相談ホットライン」を開催するに至った。ホットラインはFacebookのメッセージ機能を使い日本各地に暮らすベトナム人技能実習生からの相

談を、日本人が主体となっている労働組合や日本人弁護士などが受けけるものである。通訳はベトナム人のシスター、神父、信徒が務める。2020年6月に第1回目のホットラインが実施されて以降、2021年7月までに計10回のホットラインが開催してきた<sup>14)</sup>。

ホットライン実施日以外でも、カトリック・コミュニティのベトナム人のシスター、神父、信徒は、Facebookを通じて相談を受け、聞き取りをし、必要な場合日本人の支援者と連携し支援活動を行っている。

## 3 ベトナム人女性と妊娠・出産

コロナウイルス感染流行以降、技能実習生や何らかの事情で職場から離脱した元技能実習生の女性、留学生らから、妊娠に関する相談がカトリック・コミュニティの女性たちに寄せられるようになった。特に技能実習生の場合、妊娠したもの、誰にも妊娠の事実を告げられずにいることが多い。中には、医療機関を未受診のベトナム人女性もいる。

ベトナム人の技能実習生が妊娠によって追い詰められてしまうのは、日本政府、受け入れ企業、監理団体、送り出し機関が実質的に技能実習生の妊娠・出産を想定せず、技能実習生の労働力の側面ばかりを見ていることがある。技能実習生は法的には日本人の労働者と同様に妊娠・出産の権利が保護され、産休などの法的権利を有する。しかし実質的に労働力としてのみ扱われる、妊娠はむしろ技能実習生の「落ち度」「甘さ」として扱われる。さらに相手の男性の存在よりも、妊娠した女性技能実習生にばかりその責任が問われる。中には妊娠した技能実習生が送り出し機関や監理団体、受け入れ企業などから妊娠を理由に叱責されたり、帰国や中絶を強要されたりする事例もある。

妊娠・出産は胎児だけではなく、女性自身

の生命にもかかわる。また「生む生まないは女が決める」という言葉を掲げ、女性たちは性・生殖の自己決定権を求めたかつて歴史的経緯がある。だが技能実習生の女性たちは性・生殖の権利を実質的に剥奪されている。だからこそ、女性たちは沈黙を強いられ、危険がありながらも医療機関を受診できず、ときに孤立出産に追い込まれる例さえある。さらにコロナウイルス感染流行以降、飛行機の運航が制限されたことで帰国することもできず、安全に妊娠・出産するという状況にないベトナム人技能実習生が出てきた<sup>15)</sup>。

その上、在留資格のないベトナム人女性の場合、①治安当局による逮捕・拘束・送還を恐れ医療機関の受診がしにくい、②同様の理由で母子手帳の取得がしにくいため妊婦健診の補助券を得にくい、③出産一時金の申請ができないなど周産期医療へのアクセスが困難である。ベトナム大使館のチャーター便では高齢者や病気の人、妊婦などが優先搭乗できるが、希望者が多くなかなか順番が回ってこない。このため技能実習生など妊娠中の女性たちは日本で安全な妊娠・出産をすることも、帰国もできないという状況に陥っている。

## 4 対抗的な公共圏と妊娠女性の支援

ホアさんのケースはカトリック・コミュニティのベトナム人女性たちの支援により、日本国内での安全な出産が可能になったケースである。そこではベトナム人のシスター、信徒の女性たちが積極的に関与し、エスニックな紐帯、カトリック・コミュニティのネットワーク、インターネット、市民社会とがかかわりつつ、下位の対抗的公共圏が形成され、支援の進展を促した。

1990年代半ばにベトナム北部で農業を営む両親のもとに生まれたベトナム人女性ホアさんは出身世帯の経済状況の改善のため、日

本に技能実習生として行くことを決めた。そして仲介者に 2200 万ドン（10 万 6000 円、1 ドン 0.0048 円で換算）、送り出し機関には 1 億 4800 万ドン（71 万円）、計 1 億 7000 万ドン（81 万 6000 円）を支払った。ホアさんの家族はこのうち 1 億 2000 万ドン（57 万 6000 円）を借金した。ホアさんがこれだけの大金を支払ったのは仲介者から「日本の会社は仕事が多く、月に 17 万～20 万円の給料をもらえる」と言われたからだった。

2018 年に来日したホアさんは西日本の食品会社で働き始めたが、賃金は残業がない月は 12 万円程度、家賃と水光熱費が引かれ手取りは 10 万円程度だった。ベトナムで仲介者に言っていた金額の半分ほどしかない。手取り 10 万円から食費として月 1 万 5000 ～2 万円を使い、残りは来日費用のためにできた借金返済にあてた。会社からの食事の補助はないため食事は自炊で、昼食はお弁当を作り職場に持っていた。またベトナム人技能実習生は仕事中、話をすることが禁じられた上、技能実習生が仕事でミスをすると、日本人からは「ベトナムに帰れ」と怒鳴られることもあった。彼女は寮の同僚との関係にも苦しんだ。技能実習生の多くは寮での共同生活をしており、プライバシーがない。技能実習生という共通点があったとしても知らない者同士の共同生活となり、トラブルも生じやすい。

賃金の低さや日本人従業員に怒鳴られるここと、寮生活の難しさなど、ホアさんにとって日本は希望通りの場所ではなかった。特にベトナムで言っていたよりも賃金が大幅に低いことが辛かった。しかし技能実習生は制度上、自由に会社を変えることができない。思いつめたホアさんはある日会社から出た。

その後、ホアさんは日本に暮らすベトナム人男性と交際し、ある日妊娠したことに気づ

いた。しかしホアさんは在留期限が切れ、健康保険に加入していない状態であるほか、医療機関に行けば逮捕されるのではないかと恐れ、医療機関を受診できなかつた。同時に新型コロナウイルス感染流行とそれに伴う移動制限によりベトナムへ帰国するための飛行機も限られ、帰国もできない状態に陥つた。

困り果てたホアさんはインターネットを通じてカトリック・コミュニティに連絡をとつた。そしてカトリックの信徒のベトナム人女性ヒエンさんがホアさんの状況を Facebook を通じて聞き取り、日本人の支援者とも相談した。同時にヒエンさんはホアさんに入管に出頭するよう促すとともに、居住する自治体の市役所での母子手帳の取得をサポートした。さらには、受診できる病院も探し出した。

ホアさんはこの時点で臨月間近だったことや入管手続きの時間もあり、ベトナム政府のチャーター便に乗ることができなかつた。そこで、ヒエンさんはホアさんが出産できる病院を確保した。

また健康保険に加入している場合、一児につき 42 万円の出産一時金が支給される。しかしホアさんは健康保険に加入していない。このため出産に当たり経済的な理由で医療機関に入院できない妊産婦を対象に費用を助成する入院助産制度の申請を支援した。ヒエンさんの度重なる自治体への要請が実を結び、ホアさんは無事に入院助産制度の対象となることができた。そして 2021 年 4 月に入り、病院で子どもを出産した。

この期間、ヒエンさんはホアさんと何度も Facebook や対面で話し合いをし、状況や本人の希望を把握した。また日本人の支援者、カトリック・コミュニティとも密に連絡を取り合い、ホアさんの産後の生活や育児などについて情報を共有した。同時に病院や自治体の事務所を訪問し、度重なる交渉を行い、ホ

アさんが安全に出産できる環境を構築した。

しかし病院への付き添いは一日がかりとなつた上、病院や自治体との交渉や打ち合わせなどで相当の時間をとられた。カトリックの信徒であり、以前からベトナム人コミュニティにおいて支援活動を行ってきたことで様々なネットワークを持つヒエンさんだからこそできた支援であったが、その負担は大変なものだったのである。

このようにカトリック教会のシスターや信徒の女性たちは、①当事者への聞き取り、②当事者との話し合い、③当事者の家族とのやり取り、④行政機関や医療機関との交渉、⑤医療機関への付き添い、⑥カトリック・コミュニティや支援組織・支援者との話し合い・連携といった幅広い活動を行つてゐる。カトリック教会の女性たちがかわる下位の対抗的な公共圏は、社会文化的な仲介者である女性たち、ニューカマーのベトナム人女性、日本人の支援者が、ベトナム語と日本語という二つの言語を用いつつ、話し合いを重ね、支援を行うステージなのである。

一方、彼らの在日朝鮮人女性たちがコミュニティ内で連携しながら討議を重ね社会運動を展開してきた<sup>10</sup> のに対し、ベトナム人女性の支援活動は滞日歴が長く日本語の堪能なカトリック教会のシスターや信徒の女性たちが社会文化的仲介者、あるいは支援者としてニューカマーの技能実習生などの女性たちを支援するという非対称な関係である。ただし支援活動において、社会文化的な仲介者であるカトリック教会のシスターや信徒の女性たちが被支援者である女性たちの希望や意思を確認することや双方が話し合いをすることは行われている。特に妊娠中の女性の支援では、どこで出産をするのかといった本人の希望や在留資格、経済状況などを仲介者の女性たちが聞き取り、できるだけ当事者の希望にそつ

た支援を行うための取り組みが展開されている。

しかしこのような支援活動は Facebook を通じたオンラインでの聞き取りや話し合いが多く占めることやベトナム語が使用されることもあり、日本の主流社会からは不可視化され十分に評価されているとはいがたい。

### 結びにかえて

本稿はコロナウイルス感染流行という特別な事態における妊娠中のベトナム人女性に対する支援活動をとりあげ、エスニックな紐帶やカトリック・コミュニティのネットワーク、インターネット技術を下位の対抗的な公共圏が形成され、それが支援活動において重要な役目を果たしていることを示した。下位の対抗的な公共圏におけるベトナム人シスターや信徒の女性たちによる支援活動は、社会的に孤立して沈黙を強いられてきた女性たちの安全な妊娠・出産の実現を後押ししている。

日本社会においては言語、文化の面でマイノリティであるベトナム人コミュニティだが、その内部では積極的な同胞支援が実施されている。移住者自身が自身の文化資本や社会関係資本を動員し、日本社会と課題を抱える当事者とをつなぐ有機的な活動が展開されていることは、「弱者」としてみられるがちな移民集団の主体的な側面を提示している。

ただし、母子の命にかかる妊娠・出産をめぐる問題において、本来は在留資格の種別、あるいは在留資格の有無にかかわらず、女性たちを公的にサポートする必要がある。技能実習生や在留資格のない女性たちは安全な妊娠・出産から排除されている。妊婦健診も受けられず、出産できる病院も確保することができない女性たちは社会的に孤立しているだけではなく、母子の生命のリスクさえ背負わされている。このような公的支援の欠落状態

を発端とする妊娠女性の問題の解決を、ベトナム人女性たちが関与する下位の対抗的な公共圏が代替しているとも言える。

## 注および引用文献

- 1) 萩内尚子：「ベトナム人女性技能実習生と妊娠をめぐる課題：コロナ、難航する性の管理、奪われる権利」『F visions: 世界が見えるフェミニスト情報誌』2, 特集コロナ禍とジェンダー, 70-73 (2020).
- 2) 柳本英樹：「よくわかる国際社会学 第2版」(ミネルヴァ書房, 2016).
- 3) 関根政美：「エスニシティの社会学」『国際社会学 第2版』(桜田季道編, 名古屋大学出版会, 1996) pp.28-49.
- 4) 國部裕子：「女性仲介者の語りにみるフランスの移民政策の変容」『香川大学経済論叢』80 (2), 225-263 (2007).
- 5) 國部裕子：「フランスの西アフリカ出身移住女性の日常的実践」『社会・文化的仲介』による「自立」と「連帯」の位相』(明石書店, 2014).
- 6) Fraser, N.: Rethinking the Public Sphere: A Contribution to the Critique of Actually Existing Democracy in Habermas and the Public Sphere (ed. Calhoun, C., MIT Press, 1992), 「公共圏の再考—既存の民主主義の批判のために」『ハーバーマスと公共圏』(山本啓・新田滋記, 未来社, 1999).
- 7) Habermas, J.: The Structural Transformation of the Public Sphere: An Inquiry into a Category of Bourgeois Society 2nd ed (trans. Thomas Burger with Frederick Lawrence, 1990), 「第2版公共性の構造転換—市民社会のカテゴリーについての探求」(細谷貞耀・山田正行訳, 未来社, 1994).
- 8) 徐 阿貴：『在日朝鮮人女性による「下位の対抗的な公共圏」の形成—大阪の夜間中学校を核とした運動』(御茶の水書房, 2012).
- 9) 法務省：令和2年末現在における在留外国人数について (2021). [http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13\\_00014.html](http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00014.html)
- 10) Xiang, B., and J. Lindquist: Migration Infrastructure, International Migration Review 48 (S1), S122-S148 (2014).
- 11) 萩内尚子：『奴隸労働—ベトナム人技能実習生の実態』(花伝社, 2019).
- 12) 萩内尚子：「移住インフラにおける債務労働とジェンダー—日本と台湾のベトナム人労働者の事例から」『経済社会とジェンダー: 日本フェミニスト経済学会誌』Journal of Feminist Economics Japan, 5, 49-72 (2020).
- 13) 対象者に送付した食品セットはコメ5キロ、砂糖1キロ、揚げ油1リットル、即席めん、マスク、ヌオックマム(魚露)、お菓子などから成る。費用は1人分で食品5000円、送料150円の計6500円がかかった。食品のセットを送った人在留資格別でみると、全体の70%程度が技能実習生、残り30%が留学生やエンジニアだった。
- 14) 萩内尚子：「広がる外国人支援のネットワーク、食料の寄付や労働相談ホットライン: カトリック教会や法律家、労組が連帯」Yahoo! News Japan (2020).

## 所持金1000円の外国人家政婦たち —「家事支援人材」制度の歪み

竹信三恵子

## はじめに

国家戦略特区で「家事支援人材」として働いていたフィリピン人家事労働者たちからの労働相談が、労組などに舞い込んでいる。大手医療介護人材派遣会社が雇い止めや自主退職によって多数の家事労働者の契約更新を行わず、その女性たちの一部が駆け込んできたからだ。雇い止めの末、所持金1000円にまで追い詰められる深刻な例も出ている。

## 1 試験の成績理由に雇い止め、困窮

2021年1月、東京・新宿で労組や反貧困団体が開いた「年越し支援・コロナ被害相談村」にフィリピン人女性がやってきた。所持金は1000円だった。

女性は大手医療介護人材派遣会社のニチイ学館で、家事代行サービスにあたってきた。支援にあたった「全国一般東京ゼネラルユニオン（東ゼン労組）」によると、来日前は「3年契約」と聞いていたが、来日後、「3年」は更新の上限にすぎず、不安定な1年契約と知った。日本語や接遇などの試験の点数が一定以上でないと契約は更新されないとも言われた。

1年目の契約は更新されたが、上限の3年目に入る次の契約更新の際、試験の点数が満たないされ、2020年11月、雇い止めされた。点数は公表されなかった。一緒に来日した8人も雇い止めになり、うち5人は不本意なまま帰国したという。

再試験の機会もあると言われたが、故郷の3人の子どもと親に仕送りをしなければならず、契約更新されるかどうかわからない再試験を待つより

早く新しい仕事を探さなければと、雇い止めを受け入れた。だが、「家事支援人材制度」の下では、受け入れが認められている「特定機関」6社でしか働きせず、再就職先は見つからなかった。

福島県に住むフィリピン人の友人から「ここなら仕事はある」と誘われて出向いたが、家事支援人材としての在留資格では異なる職種での就労は認められず、また「特区」に指定されていない地域では働きないとわかった。東京に舞い戻ったとき、所持金は1000円になっていた。

再就職先がみつかなければ在留資格を失い、帰国となる。雇い止めの際、失業手当についての説明や、次の就職に必要な離職票の手渡しもなく同労組が何回も求めてようやく入手した。同労組などの働きかけで事業の管理にあたる「第三者管理協議会」がようやく聞き取りを始め、これらの仲介でホテルのベッドメーキングのアルバイトを紹介され、次の再就職先をさがしている。

事件を報じた3月5日付東京新聞（デジタル版）によると、ニチイ学館は、2018年2月から事業を開始、2021年3月末には、489人が契約更新される見込みだったが、206人が自己都合退社や雇い止めで退職し、うち48人は所在がつかめていないという。相談は氷山の一角であることかが、この数字からうかがえる。

## 2 働く側支える仕組みの不在

背景に見えてくるのは、働き手を支える仕組みの不備だ。実は、「家事支援人材制度」には雇用主である「特定機関」の義務を規定したガイドラインがある<sup>①</sup>。ここでは、労働条件の明示や、外からの目が届きにくく危険度の高い住み込みでな